

参考資料6

緊急事態宣言解除後の地域における  
リバウンド防止策についての提言  
令和3年2月25日(木)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

# 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言

## はじめに

- 緊急事態宣言解除後の最重要課題は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大（リバウンド）を生じさせないことである。
- 緊急事態宣言が解除されると、社会の雰囲気として感染防止策が疎かになる懸念もある。
- この一年間で学んだ感染拡大の重要な契機として、
  - ①恒例行事（3月末の卒業旅行や歓送迎会・12月の忘年会）（第23回分科会提言参照）
  - ②感染源としての「見えにくいクラスター」（第16回分科会提言参照）
  - ③若年層や中年層を起点としての高齢者施設等への伝播等が挙げられる。
- 実際、昨年末には比較的若い年齢層を中心に忘年会等を通して急速な感染拡大に至ったと判断される。
- 緊急事態宣言の解除後、必要な対策を維持するとともに、リバウンドを防止するため、緊急事態宣言解除後の地域における対策として、以下の3点を提言させて頂きたい。
  - [I] リバウンド防止のための日常生活の在り方
  - [II] リバウンドの予兆の探知
  - [III] 予兆への迅速な対応
- 緊急事態宣言が解除される都府県は、リバウンド防止のための本提言を参考にしながら、国と連携して、地域の実情に合わせた対策を迅速かつ機動的に実施して頂きたい。
- なお、緊急事態宣言の対象とならなかった地域も含めて、国は、経済・雇用・社会の活動に対して、支援を講じる必要がある。

## 【Ⅰ】リバウンド防止のための日常生活の在り方

1. 国は、国民に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして
  - ①「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方」（別紙1）
  - ②「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」（別紙2）を周知して頂きたい。なお、緊急事態宣言の対象であつた地域とそれ以外の地域との間の往来の際にも、これらの事項に留意する必要があることを周知して頂きたい。
2. 国は、国民に対して、飲食店を利用する際には、飲食店から求められる感染防止策に協力するよう周知して頂きたい。
3. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、緊急事態宣言解除後、当面※、実施すべきものとして、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方」（別紙3）を周知して頂きたい。また、国及び自治体は、飲食店の感染防止策を支援して頂きたい。
4. 国は、飲食店に係る業界団体に対して、業種別ガイドラインの遵守状況を評価し認定する業界団体独自の制度を、専門家とも連携の上で、構築するよう働きかけて頂きたい。
5. 国は、自治体に対して、ステッカーなどを用いた独自の認証制度の実施又は強化を促して頂きたい。

※今後、感染の状況等を踏まえ、適宜、見直していくものとする。

### [Ⅱ]リバウンドの予兆の探知

- 都府県は、様々な指標を用い、リバウンドの予兆を早期に探知して頂きたい。
- 感染の状況が“下げ止まりした都府県は、隠れた感染源を早期に同定するため、「深掘積極的疫学調査」※を実施して頂きたい。
- 国及び都府県は、地域によって感染リスクが高いと思われる集団・場所を中心に、いわゆる「モニタリング検査」として無症状者に焦点を当て、幅広にPCR等検査を実施（第2回及び第23回分科会提言参照）して頂きたい。
- 都府県は、「高齢者施設職員に対する定期的な検査」（第23回分科会提言参照）を着実に実施して頂くとともに、国もその取組を支援して頂きたい。
- 自治体は、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対し、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるように（第23回分科会提言参照）して頂きたい。
- 国は、民間の自費検査施設等に対して、陽性者が確認された場合には、変異株の有無を調べるために、その検体等を国立感染症研究所等に提出するよう要請して頂きたい。その際、国は、国立感染症研究所等への人的支援を含めモニタリング体制を強化して頂きたい。  
※PCR等検査や濃厚接触者等への“前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための“後ろ向き積極的疫学調査”。

### [Ⅲ]予兆への迅速な対応

- 上記Ⅱでリバウンドの予兆が確認された場合には、①都府県は、国と連携し、重点的なPCR等検査や営業時間短縮要請等の必要な対策を行い、また、②必要な場合には、国は、当該都府県に対して、まん延防止等重点措置を適用して頂きたい。

## 緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言

### おわりに

- 緊急事態宣言が解除されると、人々の意識が変わり、感染防止策が疎かになりやすく、リバウンドが誘発される懸念がある。
- 解除後のリバウンド防止には、国及び自治体のリーダーシップ、それに呼応した人々の協力が、緊急事態宣言中と同様、不可欠である。
- 変異株拡大への対応やワクチン接種に関わる膨大な業務量を考慮すると、保健所や医療機関、地方衛生研究所、自治体等への負荷を可能な限り軽減しておきたい。今、正に社会を擎げてリバウンド防止に取り組むべきと考える。
- 本提言が参考になることを期待している。

## 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の会食の在り方

別紙1

『本文書は、これまでの経験を踏まえ、感染リスクが高いと考えられる場(飲み会)を想定して作成されたものである。』

換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさのアクリル板も設置され、混雑していない店を選択。

食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。

人数が増えるほどリスクが高まる。できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで。

## 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方

別紙2

外出は适宜した時間と場所を選んで。  
特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えて。

卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控えて。  
花見は宴会なしで。

仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで。

# 緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

別紙3

I. [店内換気] 二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないよう換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。

II. [人数] 1グループは同居家族以外ではいつも近くにいる4人までとする。

III. [間隔確保] ①同一グループ内の人と人の間隔、及び、②他のグループとのグループ間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

IV. [大声] 店内で会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限ににするなど工夫する。

V. [その他] ①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店をお願い。③体調の悪い人、感染や濃厚接触の可能性のある人がキャッシュセルできるようの方針を業界団体で検討。